

1 はじめに

- ◆ご使用前に、この取扱説明書を必ずお読み頂き、内容をよくご理解頂いたうえで、インカ・リフティングスリング金具付きをご使用ください。
(以下総称する場合は金具付スリングという) また、必要と思われる部署や現場には必ず配布し、必要な場合にはいつでも参照できるようにしておいてください。
- ◆この取扱説明書にある項目は、危険の程度によって次の2段階に区分しています。

危険	取扱いを誤った場合に、危険な状況となり、使用者が死亡または重傷を負う可能性が高いと考えられる場合。
注意	取扱いを誤った場合に、危険な状況となり、使用者が傷害を負う可能性、または物的損害の発生が考えられる場合。

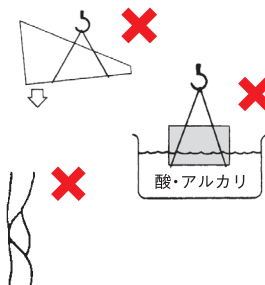
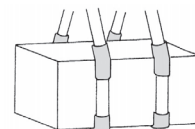
- ◆尚、『注意』に記載した事項でも、取扱い方法によっては、『危険』と同じ状況になる場合があります。

2 ご使用にあたって



危険

- 金具付きスリングは、使用状況に合った適切なものを選定してください。
- 金具付きスリングは、荷の吊り方、スリングの本数、吊り角度により、使用荷重が変化します。ご注意ください。
決して荷重超過で使用しないでください。
なお、玉掛け作業は法定有資格者が行うよう定められていますので、遵守してください。
- 金具付きスリングで荷を吊る場合、摩耗のおそれのある荷や、角張った荷を吊る場合、使用荷重が低下しますのでコーナーパットを使用してください。
- 使用温度は、100℃以下とし、常温(-30℃~50℃)を超えて使用する場合は、弊社までご相談ください。
- 水、油等で濡れている金具付きスリングを使用する場合、荷が滑りやすくなりますので荷の横滑りに注意してください。
また乾いた金具付きスリングをご使用になる場合でも、荷はバランスよく吊ってください。
- 他の吊り具または補助具類と組み合わせて使用するときは、連結部分で金具付きスリングが損傷することのないように注意してください。
- 金具付きスリングを放り投げたり、高所から落下させたり、地面や粗い表面上で引きずったり、荷の下から無理やり引き抜いたりしないでください。
- 2本以上のスリングを使用して荷を吊る場合、スリングの素材は同一のものを使用し、片荷にならないように、また1本にかかる重量が使用荷重を超過しないように注意してください。
- 化学薬品(酸・アルカリなど)の雰囲気内では使用しないでください。もし薬品の雰囲気内でご使用される場合は、インカ・リフティングスリング「ケミカルユース(薬品用)」をご使用ください。
- 荷を吊ったままで長時間の放置はしないでください。
- 金具付きスリングはねじれた状態で使用しないでください。
- ねじれた状態で長時間加圧したり、エッジ状のもので加圧した状態で放置しないでください。
- 点検の結果、廃棄することになった金具付きスリングは、補修したり使用荷重を減らすなどして再使用しないでください。



注意

- その他特殊な状態で使用するときは、弊社にご相談くださいますようお願いいたします。
- 玉掛け作業中、スリングと荷の間や荷と地面の間に手や足等を挟まれないよう十分注意して作業を行ってください。
- 玉掛け作業中、本来の玉掛け位置以外にスリング及び金具が引っかからないよう十分注意して作業を行ってください。
- スリングは繊維製ですので色落ちや、使用状況や保管環境などによって、寸法変化する場合があります。

3 保管にあたって



注意

- 使用期間が容易に確認出来るよう、管理台帳や管理番号により使用開始時期を明確にしておいてください。
- 金具付きスリングを使用しない場合は、太陽光、紫外線などの影響を受けず、清潔でよく乾燥し、よく換気された温度が均一の部屋の中で、熱源、薬品、溶剤から離れた非腐食性の棚などに置いて保管してください。
- 金具付きスリングの保管前に使用時起こりえた損傷の有無を調べてください。損傷が認められた金具付きスリングは、裏面の点検基準により廃棄してください。
- スリング部分が汚れた場合は中性洗剤を使用して冷水で洗ってください。

4 点検にあたって



危険



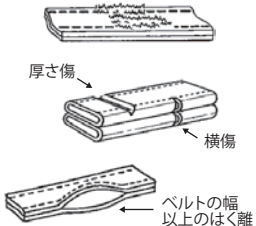

- ラベルにより使用荷重が確認できないものは使用しないでください。
- 点検の結果、廃棄することになった金具付スリングは、その場で切断して完全に使用できない状態にしてから廃棄してください。
- コーナーパットを使用している場合は、コーナーパットを移動させて隠れている本体部分及びコーナーパット自体も点検してください。
- 金具付きスリングは少なくとも使用ごとに適切な点検を行い、具体的には裏面の点検基準により継続使用可能かどうか確認してください。



インカ・リフティングスリング金具付き 点検及び廃棄基準表

- 金具付きスリングは、日常点検及び定期点検を行って使用してください。
[日常点検]使用前に行う点検をいう。 [定期点検]定期的に行う点検で、使用頻度によって異なるが、原則として1ヵ月ごとに行う。
- 点検項目、点検方法及び廃棄基準は下記の通りです。

【スリング部】

点検項目	点検の種類		点検方法	廃棄基準
	日常	定期		
アイ	○	○	目視	<ul style="list-style-type: none"> ・織目がわからないほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの ・目立った切り傷、擦り傷、引っ掛け傷が認められるもの ・縫糸が切断してアイの形が保たれていないもの 
縫製部	○	○	目視	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った切り傷、擦り傷、引っ掛け傷が認められるもの ・縫糸が切断して、ベルトのはく離が少しでも認められるもの 
本体	○	○	目視	<ul style="list-style-type: none"> ・全幅にわたって織目がわからないほど毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの ・幅方向に幅 1/10、または厚さ方向に厚さの 1/5 に相当する切り傷、擦り傷、引っ掛け傷などが認められるもの ・縫糸が切断して、幅以上の長さにならなくて、はく離しているもの 
シグナルライン	○	○	目視	<ul style="list-style-type: none"> ・摩耗、傷によってアイ、縫製部または本体のいずれかの部分において、シグナルライン（使用限界標示）が著しく露出または消失したもの 
その他・外観異常	○	○	目視	<ul style="list-style-type: none"> ・熱や薬品などによる著しい変色、着色、溶融、溶解などが認められるもの
使用期間	—	○	管理台帳、表示などの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・スリングの使用状況によって、外観に損傷及び異常がなくても、次の使用期間を超えるもの ・屋内で使用する場合 使用開始後7年を経過したもの ・常時屋外で使用する場合 使用開始後3年を経過したもの


【金具部】

点検項目	点検の種類		点検方法	廃棄基準
	日常	定期		
変形・きず 亀裂・腐食	○	○	目視	<ul style="list-style-type: none"> ・曲がり、ねじれ、ゆがみなどが認められるもの ・著しい当たりきず、切欠ききずなどが認められるもの ・亀裂が認められるもの ・全体に腐食が認められるもの、又は局部的に著しい腐食のあるもの
摩耗	—	○	計測	<ul style="list-style-type: none"> ・摩耗量が、元の寸法の 5% を超えるもの
亀裂	—	○	磁粉探傷	<ul style="list-style-type: none"> ・目視によって亀裂の疑いがあり、点検方法に定められた方法で、亀裂が認められるもの

【別表】

インカ・リフティングスリング金具付き 使用荷重表

※JIS 品の場合

吊り本数	呼び	使用荷重	
		$\alpha \leq 60^\circ$	$60^\circ < \alpha \leq 90^\circ$
2本吊り 	1 t	1 t	0.9 t
	2 t	2 t	1.8 t
	3.2 t	3.2 t	2.8 t
	5 t	5 t	4.5 t

吊り本数	呼び	使用荷重	
		$\alpha \leq 60^\circ$	$60^\circ < \alpha \leq 90^\circ$
4本吊り 	1.6 t	1.6 t	1.3 t
	3.2 t	3.2 t	2.5 t
	5 t	5 t	4 t

大洋製器工業株式会社

〒550-0023 大阪市西区千代崎1-11-1
<https://www.taiyoseiki.co.jp/>



製品に関するお問い合わせはホームページより、ご連絡頂きますようお願いいたします。